

「(仮称) 個人情報の保護に関する法律施行条例」骨子案について

1 制定の趣旨

令和3年(2021年)5月に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が改正され、令和5年(2023年)4月1日から、地方公共団体及び地方独立行政法人にも法が適用されることになりました。

これを受けて、現行の個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号。以下「現行条例」という。)を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する「(仮称)個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「施行条例」という。)」を制定します。

2 施行条例の主な規定内容

(1) 開示請求における手数料の額(法第89条第2項)

県民サービスの維持のため、開示請求時の手数料は無料とします。現行条例では、開示請求時に手数料は徴収せず、開示実施時に開示物の交付を受ける場合には、複写料及び送料を徴収(開示物の閲覧のみであれば無料です)しており、これと同様に規定します。

〈参考〉 国の取扱い

国においては、政令¹で定めるところにより実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないとされ、開示請求時に300円(電子申請の場合は200円)の手数料を徴収し、開示実施時には手数料や複写料は徴収していません。

(2) 行政機関等匿名加工情報¹の利用に関する契約手数料の額(法第119条第3項及び第4項)

県においては新設の制度であり、契約手数料の額は実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることとされていますが、国と同額に規定します。

〈参考〉 国の取扱い

国においては、契約手数料の額は21,000円+作成に要する時間1時間当たり3,950円(作成を外部委託する場合は21,000円+委託金額)とし、既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用や既に利用契約を締結した者が利用内容を変更する場合の契約手数料の額は12,600円と定められています(政令第31条)。

¹ 行政機関等匿名加工情報……県が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないよう加工(記述の一部を削除・置き換える等)し、かつ、当該個人情報を復元できないようにしたものです。この利用に関する提案募集制度が導入され、県は年1回以上提案募集をし、事業者から提案があつて審査基準に適合する場合、県が個人情報を加工して行政機関等匿名加工情報を作成し、事業者と利用契約を締結して契約手数料を納付させ、提供することとなります。

(3) 開示に係る手続（法第 108 条）

現行条例独自の手続で、法の規定に反しないものについて、現行どおり規定します。

① 開示決定の失効期間（現行条例第 24 条第 3 項）

現行条例と同様に、開示決定を受けた者は、開示決定の通知があった日から 90 日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該機関内に当該開示を受けることができないことについて正当な理由があるときは、この限りでないと規定します。

〈参考〉 国の取扱い

法では、開示決定を受けた者は、開示決定の通知があった日から 30 日以内に開示の日時や方法を申し出なければならないと規定されています（法第 87 条第 4 項。ただし、開示請求書に希望日時等が記載されていて、変更を要しない場合は、申出は不要です（政令第 26 条第 2 項））。正当な理由なく 30 日以内に申出がなされない場合には、法第 87 条第 4 項に基づき開示の実施は打ち切りとなります。

② 開示実施時の本人確認（現行条例第 24 条第 4 項）

現行条例と同様に、いわゆるなりすましによる個人情報の漏えいを防止するため、開示実施時にも本人確認することと規定します。

(4) 地方公共団体の内部管理に関する規定

個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えないものについて、現行と同様に規定します。

① 個人情報保護審査会（現行条例第 46 条～第 58 条、第 69 条）

現行条例で設置している宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織、守秘義務等について規定します。ただし、現行条例第 46 条で規定している諮問事項のうち、個別の個人情報の取扱いに関する事項は諮問事項から除外されるため、開示決定等に係る審査請求についての諮問を審査会の審議事項とし、併せて諮問に基づかずに建議することができることも規定します。

② 答申の尊重（現行条例第 39 条）

開示決定等に係る審査請求について審査会に諮問し、諮問に対する答申があったとき、諮問した実施機関²が審査会の開示・非開示等の判断を尊重して裁決を行うことを現行条例と同様に義務付けるものです。

③ 運用状況の公表（現行条例第 62 条）

現行条例と同様に、毎年度、各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表することを規定します。現行では、開示請求等の件数、実施機関別の処理状況、審査請求の状況、審査会の開催状況等を「みやぎの情報公開」として公表しており、これを引き続き行います。

² 実施機関……県の担当部署のことです。現行条例第 2 条第 1 項で定義しており、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人宮城大学、地方独立行政法人宮城県立病院機構及び地方独立行政法人宮城県立こども病院）が該当します。

3 今後のスケジュール

- 令和4年9月 パブリックコメントの実施結果の公表
- 令和4年11月 県議会へ議案提出
- 令和5年3月末 現行条例の廃止
- 令和5年4月 改正法が適用，施行条例の施行

(参考) 条例で定めることが認められないとされる事項

改正後の法は，全国的な共通ルールを規定したもので，法の規定に反しない限り，施行条例で必要最小限度の独自の保護措置のみを定めることができるとされています。施行条例で定めることが認められないとされる事項は次のとおりです。

- 個人情報定義に死者に関する情報を含める規定（現行条例第2条，第16条第3項）
- 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得，利用，提供等を制限する規定（現行条例第7条第4項）
- 不要な保有個人情報の消去に係る規定（現行条例第12条）
- オンライン結合に特別の制限を設ける規定（現行条例第9条）
- 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定（現行条例第8条第1項第8号）
- 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等，法が規定する開示請求の方法を制限する規定
- 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定
- 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定
- 訂正請求を行う者に対し，当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示させる旨を定める規定（現行条例第28条第2項）